

平成24年12月 市議会定例会 議案概要書

<議案>

A 予算案件（5件）

1 一般会計

（1）平成24年度富山市一般会計補正予算（第4号）

- ア 歳入歳出予算補正
- イ 債務負担行為補正
- ウ 地方債補正

2 特別会計

（1）平成24年度富山市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）

- ア 歳入歳出予算補正

（2）平成24年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

- ア 歳入歳出予算補正
- イ 地方債補正

3 企業会計

（1）平成24年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）

- ア 収益的支出
- イ 資本的支出
- ウ 債務負担行為補正

（2）平成24年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

- ア 収益的支出
- イ 資本的支出

B 条例案件（４５件）

I 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等に係る条例の新規制定又は一部改正（３４件）

（趣旨）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）（第１次一括法）等により、これまで国の政省令によって定められていた施設の設備基準等について、市の条例でこれらを定めることとなったこと等の権限の移譲に伴い、次の条例の新規制定又は改正を行うもの。

- 1 富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
 - （１）保護施設等の設備及び運営に関する基準については、省令等の基準どおりとする。

（２）関係法令

- ア 法律 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）
社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）
- イ 省令 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和４１年厚生省令第１８号）

（３）施行期日 平成２５年４月１日

- 2 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

- （１）指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。
 - ア 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

（２）関係法令

- ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）
- イ 省令 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

3 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

(2) 関係法令

ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 省令 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

4 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準については、省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 省令 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

5 富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準については、省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 省令 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）

（3）施行期日 平成25年4月1日

6 富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

（1）福祉ホームの設備及び運営に関する基準については、省令の基準どおりとする。

（2）関係法令

ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 省令 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）

（3）施行期日 平成25年4月1日

7 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

（1）障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、省令の基準どおりとする。

（2）関係法令

ア 法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

イ 省令 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）

（3）施行期日 平成25年4月1日

8 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 母子生活支援施設及び保育所に対し、苦情解決のための第三者の関与を義務付け

(2) 関係法令

- ア 法律 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- イ 省令 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

9 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

- ア 法律 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 省令 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

10 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

- ア 法律 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- イ 省令 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

11 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

ア 法律 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

イ 省令 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

12 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

イ 指定短期入所生活介護の居室定員

省令	条例
4人以下	1人（利用者の処遇上必要と認められるときは、4人以下）

ウ 基準該当短期入所生活介護事業所が備える専用の居室についての例外規定を追加

エ 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

13 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

イ 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

14 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

15 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

16 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

イ 指定介護予防短期入所生活介護の居室定員

省令	条例
4人以下	1人（利用者の処遇上必要と認められるときは、4人以下）

ウ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所が備える専用の居室についての例外規定を追加

エ 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

17 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

(1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

イ 申請者の要件として法人の役員が暴力団員であるものは、認めないこととする。

(2) 関係法令

ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）

イ 省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

18 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

(1) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 記録の保存年限

省令	条例
2年間保存	5年間保存

(2) 関係法令

- ア 法律 介護保険法（平成9年法律第123号）
- イ 省令 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

19 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 一括法に係る改正

- ア 薬局の開設許可等の事務が県から市に移譲されるため、手数料を新設

薬局の開設許可の申請	29,000円
薬局の開設許可の更新申請	11,000円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請	7,200円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新申請	4,400円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請	11,000円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新申請	5,600円
薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請	1品目につき90円
薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更承認の申請	1品目につき90円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付申請	2,000円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付申請	2,900円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付申請	2,000円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付申請	2,900円

- イ 制度改正に伴うその他規定の整備

ウ 関係法令

- (ア) 法律 薬事法（昭和35年法律第145号）
- (イ) 政令 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）

(2) その他の改正

- ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年9月5日公布）の施行に伴い、低炭素建築物に係る次の事務の手数料を新設

- (ア) 低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務
- (イ) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に関する事務

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成25年1月1日。ただし、(1)は、平成25年4月1日

20 富山市医療法施行条例制定の件

(1) 専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準については、省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

- ア 法律 医療法（昭和23年法律第205号）
- イ 省令 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

21 富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準については、省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

- ア 政令 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- イ 省令 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

22 富山市興行場法施行条例制定の件

(1) 県条例で規定されていた興行場設置の場所の基準等について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条例を制定するもの。

(2) 関係法令

- ア 法律 興行場法（昭和23年法律第137号）
- イ 県条例 富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例（昭和59年富山県条例第31号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

23 富山市旅館業の施設の構造設備の基準を定める条例の一部を改正する条例
制定の件

- (1) 県条例で規定されていた旅館の施設の構造の基準等について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条文を追加するもの。また、これに伴い、条例の題名を次のように改正するもの。

「富山市旅館業の施設の構造設備の基準を定める条例」

↓

「富山市旅館業法施行条例」

(2) 関係法令

- ア 法律 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- イ 政令 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）
- ウ 県条例 富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

24 富山市公衆浴場法施行条例制定の件

- (1) 県条例で規定されていた一般公衆浴場の配置の基準等について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条例を制定するもの。

(2) 関係法令

- ア 法律 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- イ 県条例 富山県公衆浴場基準条例（昭和26年富山県条例第7号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

25 富山市理容師法施行条例制定の件

- (1) 県条例で規定されていた理容の業を行う場合の衛生上必要な措置等について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条例を制定するもの。

(2) 関係法令

- ア 法律 理容師法（昭和22年法律第234号）
- イ 政令 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）
- ウ 県条例 富山県理容師法施行条例（平成11年富山県条例第51号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

26 富山市美容師法施行条例制定の件

(1) 県条例で規定されていた美容の業を行う場合の衛生上必要な措置等について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条例を制定するもの。

(2) 関係法令

ア 法律 美容師法（昭和32年法律第163号）

イ 政令 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）

ウ 県条例 富山県美容師法施行条例（平成11年富山県条例第52号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

27 富山市クリーニング業法施行条例制定の件

(1) 県条例で規定されていたクリーニング業の営業者がクリーニング所に講ずべき措置について市に移譲されたことに伴い、県条例と同内容の条例を制定するもの。

(2) 関係法令

ア 法律 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）

イ 県条例 富山県クリーニング所における必要な措置を定める条例（平成14年富山県条例第44号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

28 富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件

(1) 道路の構造の技術的基準等については、政令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

ア 法律 道路法（昭和27年法律第180号）

イ 政令 道路構造令（昭和45年政令第320号）

道路法施行令（昭和27年政令第479号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

29 富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
制定の件

(1) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 横断歩道に接続する歩道等の段差

省令	条例
2センチメートルを標準	2センチメートル以下を標準

(2) 関係法令

ア 法律 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

イ 省令 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

30 富山市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定の件

(1) 道路に設ける案内標識等の寸法については、省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

ア 法律 道路法（昭和27年法律第180号）

イ 省令 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

31 富山市準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例制定の件

(1) 準用河川の河川管理施設等の構造については、政令及び省令の基準どおりとする。

(2) 関係法令

ア 法律 河川法（昭和39年法律第167号）

イ 政令 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）

ウ 省令 河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

32 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 都市公園の基準については、次に掲げるものを除き、政令の基準どおりとする。

ア 都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合の上限

政令	条例
2パーセント	4パーセント

(2) 関係法令

ア 法律 都市公園法（昭和31年法律第79号）

イ 政令 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

33 富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件

(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、次に掲げるものを除き、省令の基準どおりとする。

ア 園路の縦断勾配

省令	条例
5パーセント	4パーセント

(2) 関係法令

ア 法律 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

イ 省令 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）

(3) 施行期日 平成25年4月1日

34 富山市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 一括法に係る改正

ア 市営住宅及び共同施設の整備基準については、省令の基準どおりとする。

イ 入居収入基準については、次のとおりとする。

(ア) 収入基準額 現行どおり

本来階層 158,000円

裁量階層 214,000円

(イ) 裁量階層の範囲の現行からの一部拡大（子育て世代への緩和）

「小学校未就学児がいる世帯」

↓

「中学校を卒業するまでの子がいる世帯」

ウ ア、イの規定の整備に伴い、題名を次のように改正する等の所要の規定の整備

「富山市営住宅管理条例」

↓

「富山市営住宅条例」

エ 関係法令

(ア) 法律 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(イ) 政令 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）

(ウ) 省令 公営住宅等整備基準（平成14年建設省令第8号）

(2) その他の改正

ア 東福沢団地の廃止

イ 借上げによる市営住宅の追加

サザンコート大山	富山市中滝310番地
----------	------------

(3) 施行期日 平成25年4月1日。ただし、(2)アは公布の日、
(2)イは規則で定める日

II その他の条例の改正（11件）

1 富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 実費弁償の対象者の追加

ア 議会の会議に出頭した参考人

イ 議会の開催した公聴会に参加した者

(2) 委員会に関する規定の改正に伴う引用条文の改正

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 (1)、(3) 公布の日。(2) は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日

※ 地方自治法の一部改正(平成24年9月5日公布)に伴い、所要の規定の整備のための条例改正を行うもの。

2 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市北部プールの移転

「中田三丁目1番1号」 → 「米田65番地4」

(2) 大沢野弓道場の廃止

(3) 大久保運動広場の体育館の廃止

(4) 施行期日 (1) は平成25年1月5日、(3) は平成25年4月1日、(2) は公布の日

3 富山市男女共同参画推進センター条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市男女共同参画推進センターの移転に伴い、施設(交流室)の貸出し等の公の施設としての機能を廃止するため、条例を廃止するもの。

(2) 施行期日 平成25年4月1日

4 富山市白樺ハイツ条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 小人の範囲

「4歳以上」 → 「小学生」

(2) 回数券の充実 (円)

大人	12枚つづり	4,000
----	--------	-------

↓

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430

(3) 年間使用券及び月間使用券の廃止

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成25年4月1日

5 富山市牛岳温泉健康センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 回数券の充実 (円)

11枚つづり	4,140
--------	-------

↓

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430
小人	12枚つづり	2,860

(2) 年間使用券の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成25年4月1日

6 富山市岩稲ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 幼児の入浴料の廃止

(2) 回数券の充実 (円)

大人	11枚つづり	4,140
	23枚つづり	8,140
	35枚つづり	12,140

↓

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成25年4月1日。ただし、(3)は、公布の日

7 富山市古洞の森自然活用村条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 回数券の充実 (円)

12枚つづり	4,000
--------	-------

↓

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430
小人	12枚つづり	2,860

(2) 年間使用券の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成25年4月1日

8 富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 回数券の充実 (円)

11枚つづり	4,140
--------	-------

↓

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430
小人	12枚つづり	2,860

(2) 年間使用券の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成25年4月1日

9 富山市白木峰山麓交流施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 大人の入館料
「480円」 → 「430円」

(2) 回数券の導入 (円)

大人	12枚つづり	4,000
	25枚つづり	7,860
	40枚つづり	11,430
小人	12枚つづり	2,860

(3) 年間入館券の廃止

(4) 施行期日 平成25年4月1日

10 富山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 第3選挙区の区域に「経堂新町」を追加

(2) 施行期日 規則で定める日

11 富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 図書館の追加

富山市立こども図書館	富山市新富町一丁目2番3号
------------	---------------

(2) 施行期日 平成25年3月23日

C その他の議決案件 (5件)

1 指定管理者導入施設について、指定管理者等を定めるもの

(1) 富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件

- ・ 富山市北部プール

2 字の区域の変更及び廃止の件

県営公害防除特別土地改良事業 (婦中町上轡田地区)

3 財産取得の変更の件

(1) (仮称) こども図書館、子育て支援センター等

- 4 字の区域の新設の件
経堂新町
- 5 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 承認案件（1件）

- 1 専決処分について承認を求める件
(1) 平成24年度富山市一般会計補正予算（第3号）
専決日 平成24年11月16日

E 報告案件（1件）

- 1 専決処分報告の件
(1) 損害賠償請求に係る和解の件
(交通事故以外の事故5件)

F 追加提出（1件）

- 1 人事案件
(1) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成24年12月補正額会計別内訳

1 一般会計

(単位：千円)

会計名		款	補正前の額	補正額	計	
一般会計	歳入					
		12分担金及び負担金	2,860,726	1,853	2,862,579	
		14国庫支出金	18,537,633	24,753	18,562,386	
		15県支出金	8,425,710	14,441	8,440,151	
		19諸収入	3,593,475	▲1,199	3,592,276	
		20市債	21,695,700	13,600	21,709,300	
		21繰越金	1,911,441	197,255	2,108,696	
		歳入合計	160,037,342	250,703	160,288,045	
	歳出					
		2総務費	19,241,417	33,429	19,274,846	
		3民生費	49,829,679	▲201,492	49,628,187	
		4衛生費	11,876,510	129,676	12,006,186	
		5労働費	863,257	6,481	869,738	
		6農林水産業費	4,333,541	34,424	4,367,965	
		7商工費	4,668,614	49,936	4,718,550	
		8土木費	26,602,846	85,778	26,688,624	
		9消防費	4,301,903	▲9,961	4,291,942	
		10教育費	13,057,303	114,432	13,171,735	
		11災害復旧費	95,277	8,000	103,277	
		歳出合計	160,037,342	250,703	160,288,045	

2 特別会計

(単位：千円)

会計名		款	補正前の額	補正額	計
農業共済事業 (業務勘定)	歳入				
		5繰入金	154,554	8,019	162,573
		歳入合計	177,445	8,019	185,464
	歳出				
		1総務費	144,337	8,019	152,356
		歳出合計	177,445	8,019	185,464
公設地方卸売市場事業	歳入				
		3繰入金	74,759	21,171	95,930
		5市債		3,200	3,200
		歳入合計	273,366	24,371	297,737
	歳出				
		1公設地方卸売市場費	181,079	24,371	205,450
歳出合計	273,366	24,371	297,737		
特別会計予算総額			125,912,011	32,390	125,944,401

3 企業会計

(単位：千円)

会計名		款	既決予定額	補正予定額	計
水道事業	収益				
	支出	1水道事業費	6,897,426	▲34,172	6,863,254
	資本				
公共下水道事業	支出	1資本的支出	6,451,481	3,468	6,454,949
	収益				
	支出	1下水道事業費	13,116,155	▲23,442	13,092,713
企業会計	資本				
	支出	1資本的支出	15,420,889	▲12,546	15,408,343
企業会計予算総額(支出)			45,633,163	▲66,692	45,566,471

平成24年12月補正予算内訳（人件費以外）

1 一般会計

（単位：千円）

(所属名) 事業名	事業費	財 源 内 訳					説 明
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
(文化国際課) 文化振興事業費	5,000					5,000	1 市民文化振興事業委託料
(介護保険課) 地域密着型サービス等の拠点整備事業費	2,241		2,241				1 スプリンクラー整備補助金
(保健所総務課) 身体障害児等医療費助成費	7,696	3,113			1,453 (分担金及び負担金)	3,130	1 身体障害児育成医療給付費等 2 未熟児養育医療給付費等
不妊治療費助成事業費	18,860	8,606				10,254	1 不妊治療費助成扶助費
小児慢性特定疾患医療助成費	6,088	3,034				3,054	1 小児慢性特定疾患医療費助成扶助費等
(市民生活相談課) 地区コミュニティセンター管理運営費	2,041					2,041	1 仁歩地区センター移転に伴うコミュニティセンター改修業務委託料等
(生活安全交通課) 交通安全啓発事業費	1,605					1,605	1 高齢者運転免許自主返納支援事業報償金等
(スポーツ課) 体育施設管理運営費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		富山市花木体育センター、富山市呉羽プール、富山市和合プール、富山市新保プール、富山市北部プール、富山市三郷プール、富山市錬成館、富山市北部錬成館、富山市蜷川ちびっこ運動場、富山市和合運動広場、富山市五艘運動広場、富山市大久保運動広場、富山市呉羽運動広場、富山市西番運動広場、富山市奥田北少年サッカー広場、富山市相撲場、富山市東富山運動広場、富山市馬場記念公園庭球場、富山市石坂庭球場、富山市蜷川庭球場、富山市五艘庭球場、富山市月岡庭球場、富山市呉羽庭球場、富山市星井町庭球場、富山市布瀬南公園庭球場、富山市西番庭球場、富山市城東ふれあい公園庭球場、富山市東富山運動広場庭球場、富山市屋内ゲートボール場管理運営費		平成25年度 ～ 平成27年度	17,186		
(男女共同参画推進センター) 男女共同参画社会推進事業費	7,439					7,439	1 男女共同参画推進センター移転に伴う改修業務委託料等
(大山農林商工課) 観光施設費	29,519					29,519	1 亀谷温泉分譲地買戻しに伴う公有財産購入費等
(農政企画課) 農業者育成対策事業費	6,000		6,000				1 青年就農給付金
(八尾農林商工課) 農地災害復旧事業費	8,000		4,000	3,600	400 (分担金及び負担金)		1 豪雨災害復旧工事

(所属名) 事業名	事業費	財源内訳					説明
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
(都市政策課) 都市政策事業費	16,886					16,886	1 国庫支出金返還金
(交通政策課) 公共交通活性化推進事業費	4,400		2,200			2,200	1 JR呉羽駅バリアフリー化整備補助金
(道路河川整備課) 市道整備事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		市道整備事業費		平成25年度	47,000		
北陸新幹線関連事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		北陸新幹線関連事業費		平成25年度	26,500		
浸水対策事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		浸水対策事業費		平成25年度	27,000		
(道路河川管理課) 雪対策事業費	48,574					48,574	1 除雪機械借上料
橋りょう維持補修事業費	25,000	10,000		10,000		5,000	1 国の予備費活用に伴う補正 ・小島橋等橋面舗装補修工事
リフレッシュ事業費	(債務負担行為補正) 1追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		リフレッシュ事業費		平成25年度	41,500		
(公園緑地課) 花と緑の推進事業費	2,000					2,000	1 コミュニティガーデン設置委託料
(学校施設課) 小学校 校舎改築事業費	66,500					66,500	1 五福小学校改築工事実施設計等業務委託料

2 特別会計

(単位：千円)

(会 計 名) 事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳					説 明
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	繰入金	
(公設地方卸売市場事業特別会計) 建設事業費	3,200			3,200			1 第一冷蔵庫冷却塔設置 業務委託料

3 企業会計

(単位：千円)

(会 計 名) 事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳					説 明
		国庫支出金	県支出金	企業債	その他	繰入金	
(水道事業会計) 配水施設費	(債務負担行為補正) 1 追加						1 債務負担行為追加
		事 項		期 間	限 度 額		
		配水施設費		平成25年度	200,000		

平成24年12月補正予算内訳（人件費分）

1 一般会計

（単位：千円）

款	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	一般財源
2 総務費	26,388	▲ 224,365	241,315	▲ 25,035	34,473		▲ 7	26,395
3 民生費	▲ 212,777	▲ 236,124	▲ 90,240	▲ 42,130	155,717		▲ 1,030	▲ 211,747
4 衛生費	97,032	43,080	23,096	23,199	7,657		▲ 36	97,068
5 労働費	6,481	1,307	1,036	507	3,631		15	6,466
6 農林水産業費	28,424	▲ 3,269	▲ 107	2,312	29,488		▲ 1	28,425
7 商工費	20,417	9,707	5,441	5,269				20,417
8 土木費	▲ 11,082	▲ 19,580	▲ 6,047	2,516	12,029		11	▲ 11,093
9 消防費	▲ 9,961	▲ 21,395	3,576	7,858				▲ 9,961
10 教育費	47,932	▲ 7,171	▲ 1,885	11,680	45,308		▲ 151	48,083
一般会計合計	▲ 7,146	▲ 457,810	176,185	▲ 13,824	288,303		▲ 1,199	▲ 5,947

2 特別会計

（単位：千円）

会計名	事業費	事業費内訳				財源内訳		
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他	繰入金
農業共済事業	8,019	3,951	2,334	1,734				8,019
公設地方卸売市場事業	21,171	10,593	6,830	3,748				21,171
特別会計合計	29,190	14,544	9,164	5,482				29,190

3 企業会計

（単位：千円）

区分	事業費	事業費内訳				財源内訳	
		給料	職員手当等	共済費	その他	国県支出金	その他
水道事業	収益	▲ 34,172	▲ 13,741	▲ 13,735	▲ 6,696		▲ 34,172
	資本	3,468	1,208	2,590	▲ 330		3,468
公共下水道事業	収益	▲ 23,442	▲ 10,631	▲ 7,632	▲ 5,179		▲ 23,442
	資本	▲ 12,546	▲ 10,884	1,196	▲ 2,858		▲ 12,546
企業会計合計	収益	▲ 57,614	▲ 24,372	▲ 21,367	▲ 11,875		▲ 57,614
	資本	▲ 9,078	▲ 9,676	3,786	▲ 3,188		▲ 9,078
企業会計予算総額（支出）	▲ 66,692	▲ 34,048	▲ 17,581	▲ 15,063			▲ 66,692